

中央労基協 Report 令和5年2月

会報「東基連」、「中央労基協 Report」 のメール配信サービスが始まります！

当協会支部では、現在、中央支部会員様あてに毎月送付しております 会報「東基連」及び「中央労基協 Report」を、中央支部会員様限定で令和5年4月号よりメール配信サービスを開始することとしております。

メール配信サービスによる受取りをご希望される会員様におかれましては、何名でもご登録が可能となっておりますので、下記アドレス又は QR コードよりお申込みください。（当協会支部 HP「会員専用ページ」でも同様のご案内を掲載中です。）

会報「東基連」及び「中央労基協 Report」は、毎月1日の発行となっており、本メール配信は毎月5日頃までにご登録いただいた皆様のもとへお届けする予定としております。皆様のお申込み・ご登録をお待ちしております。

なお、引き続き当協会支部 HP に過去の「中央労基協 Report」を掲載しております。併せてご利用ください。

登録 URL : <https://forms.gle/pDWsSQ22DmDdq6hk8>



* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、



発行所 公益社団法人 東京労働基準協会連合会（略称：（公社）東基連） 中央労働基準協会支部
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

移動式クレーンの誤った使用は大きな事故や災害の始まりです！！

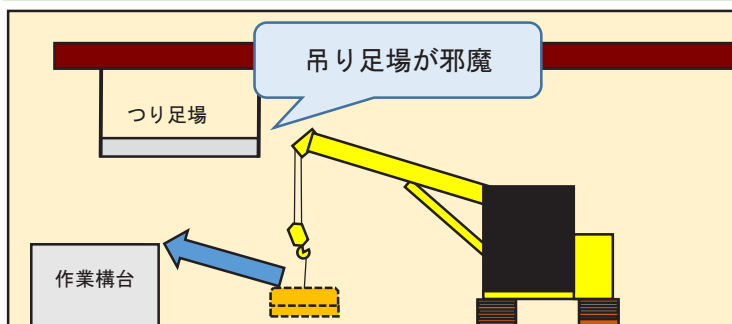
★移動式クレーンの誤った使用により、巻き上げワイヤロープの切断による事故が令和3年に2件発生しています。

★令和4年には当署管内で過荷重による移動式クレーンの転倒事故が2件発生しています。

★過荷重や安全装置の無効化、横引き作業等の誤った方法により移動式クレーンを使用した場合、重大な事故や災害につながります。

以下では、当署管内で発生したワイヤロープ切断による事故を紹介します。

事例1：過巻防止装置を無効化して巻き上げワイヤロープが切断！！



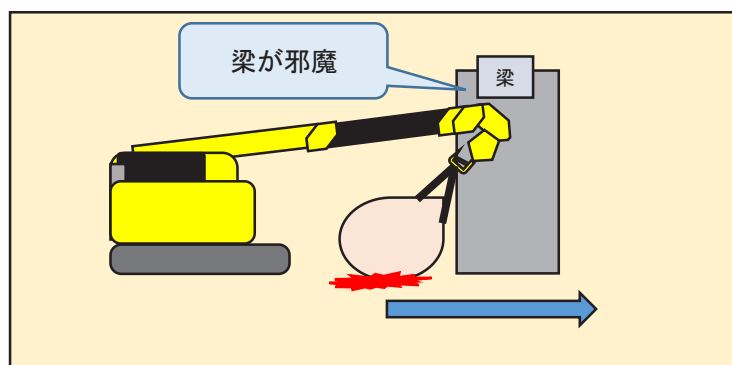
事故発生原因

- ・ 過巻防止装置を無効化した状態で作業を行ったこと。
- ・ 作業場所の状況に適応した作業計画を作成していなかったこと。

作業場所付近につり足場が設置されていたことから、巻き代を稼ぐために過巻防止装置を無効化し、荷を吊った状態のフックブロックがジブ先端のトップシーブに接触するまで巻き上げた。

その状態でジブを伸ばし続けて作業構台上へ吊り荷を移動させようとしたところ、ワイヤロープに過大な荷重がかかり、ワイヤロープが切断した。

事例2：荷を引きずって移動させ、ワイヤロープが切断！！



事故発生原因

- ・ 作業場所の状況に適応した作業計画を作成していなかったこと。
- ・ 荷の横引きを行ったこと。
- ・ 斜め吊りの状態でブームの伸長とフックブロックの巻下げ動作を繰り返したことにより、ワイヤロープの素線が金属疲労を起こしたこと。

解体中の建物屋内において、移動式クレーンにより荷の移動作業を行っていた。

天井部の梁が障害となったため、ジブを梁よりも低い位置に伏せた状態でジブの伸長→フックブロックの巻下げ→ジブの伸長→フックブロックの巻下げの動作を繰り返しながら荷を斜め吊りにした状態で無理に地面に引きずりながら移動させていたところ、ワイヤロープに過大な荷重がかかり、切断した。

作業場所の周囲の状況に適応した作業計画を必ず作成しましょう

移動式クレーンを用いて作業を行うときは、あらかじめ作業方法等を定めなければなりません（クレーン等安全規則第 66 条の 2）。当署管内で発生したワイヤロープ切断事故においては、作業計画が作成されていなかった、あるいは作業計画は作成されていたものの、クレーン作業の妨げとなる作業場所周囲の状況を考慮した作業計画となっていなかったことから、無理な操作をしたためにワイヤロープの切断事故に至りました。以下の事項に留意しつつ、安全な作業計画の作成を行ってください。

留意事項

- ①作業場所の広さ
- ②地形及び地質の状態
- ③運搬しようとする荷の重量
- ④使用する移動式クレーンの種類及び能力等

作業計画の内容

- ①移動式クレーンによる作業の方法
- ②移動式クレーンの転倒を防止するための方法
- ③移動式クレーンによる作業にかかる労働者の配置及び指揮の系統

安全装置の無効化 は原則禁止としてください

移動式クレーンには、重大な災害発生を防止するための各種安全装置が組み込まれています。作業の都合で安全装置を無効化してしまうと、取り返しのつかない事故につながりかねず、本末転倒です。安全装置を無効化しなければクレーン作業ができない状況なのであれば、作業計画の見直しを行うとともに、多少非効率となったとしても移動式クレーンを用いる以外の方法で安全に荷の移動が行えないか検討しましょう。

安全装置

- | | |
|---------|---------|
| 過巻防止装置 | 警報装置 |
| 過巻警報装置 | 傾斜角指示装置 |
| 過負荷防止装置 | 外れ止め装置 |
| 安全弁等 | 前照灯等 |
| 回転部分の覆い | |

常時有効確認！

横引き、斜め吊りによる荷の移動は禁止してください

横引き、斜め吊りを行わないでください。移動式クレーンの転倒やワイヤロープの破断に繋がる危険があります。また、荷が地面に設置した状態でジブの伸長→フックブロックの巻下げを繰り返しながら斜め吊りの状態で荷を移動させると、シーブ付近のワイヤロープの曲げ・伸長の動作が繰り返されるため、金属疲労による素線の断線リスクが高まります。荷を移動させるときは、定格総過重表の数値を守ること、荷の重心位置を吊ること、フックブロックのワイヤロープが垂直になっていることを確認してから行ってください。

ストレスチェックの集団分析を実施して 職場環境の改善に取り組みましょう！

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です。平成27年12月から、50人以上の労働者が働く事業場では、ストレスチェックを実施することが義務付けられています。（50人未満の事業場では、努力義務となっています。）

ストレスチェックの実施によって、どのような良いことがありますか？

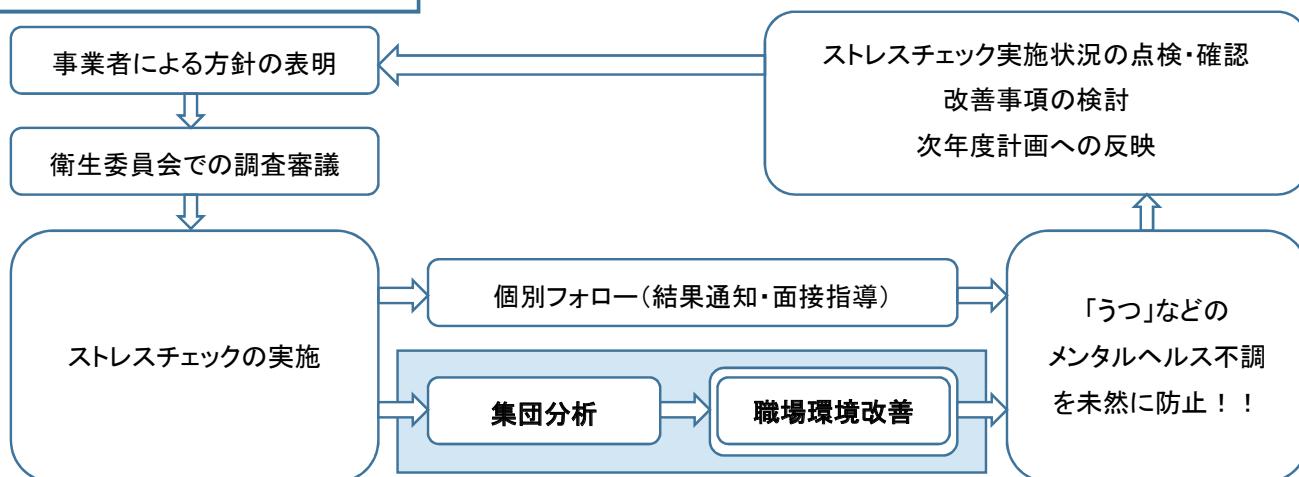
- 事業者は…
- 労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することができます
 - 職場の問題点が把握でき、職場改善の具体的な検討がしやすくなります
 - 労働者のストレス軽減や職場改善が進むことで、労働生産性の向上などの、経営面でのプラス効果も期待されます
- 労働者は…
- 自らのストレスの状態や原因を知ることができます
 - ストレスへの対処（セルフケア）のきっかけにすることができます
 - 高ストレスの場合、面接指導を受けることで、就業上の措置につながります
 - ストレスチェック結果が職場ごとに分析されれば、職場改善にも結びつきます

ストレスチェックの集団分析は、どのようなものですか？

集団分析とは、個人のストレスチェック結果を一定の集団ごとに集計・分析し、職場ごとのストレスの状況を把握するものです。

ストレスチェックの結果を職場や部署単位で集計・分析することにより、高ストレスの労働者が多い部署が明らかになります。この結果と、部署ごとの業務内容や労働時間などのほかの情報を合わせて評価することで、職場環境の改善に役立てることができます。

ストレスチェックの流れ



ストレスチェックの集団分析の好事例

集団分析結果やその結果に基づく社内ミーティングにより課題が明らかとなり、職場環境の改善が行われたケースを紹介します。

CASE 1

製造部門において、総合健康リスクが120以上であり、グループ全体と比較して、職場環境や身体負担度、疲労感の数値が高いことが判明

本社健康管理部門の支援のもと、アンケートや現場観察を通じて、現場の課題を抽出し、暑熱対策や重量物の取扱作業、人員配置の見直し等の改善策を講じることで、労働者の負担が減少した！

CASE 2

各部署の仕事が専門分化しすぎること、産休・育休などで急遽担当者を交代する際に、適切な引継ぎがなされない事案を把握

固定化していた業務について、1年ごとにローテーションを行い、特定の仕事が一人の社員に集中することを防ぐ対策を行ったところ、産休・育休時の業務の引継ぎがスムーズに行えるようになった！

CASE 3

若手社員が先輩社員の言葉遣いに委縮し、強いストレスを感じていること、また、その状況に管理監督者も悩んでいることが判明

強い口調や言葉遣いによる指導がハラスメントになる場合もあるといったハラスメント防止研修を全社員へ実施し、若手社員の配置に配慮することで、ハラスメントの防止につながった！

参考資料

「ストレスチェック制度 導入ガイド」(厚生労働省)

「ストレスチェック制度の効果的な実施と活用に向けて」(厚生労働省 令和4年3月)

「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」

(厚生労働省労働基準局安全衛生部 労働衛生課産業保健支援室 令和3年2月改訂)

相談窓口

東京労働局(労働基準部)

電話番号:03-3512-1616

東京産業保健総合支援センター

電話番号:03-5211-4480

ストレスチェック制度サポートダイヤル

電話番号:0570-031050

受付時間:平日10時~17時(土日祝、年末年始除く)

働く人の「こころの耳電話相談」

電話番号:0120-565-455

受付時間:月・火17時~22時 土・日10時~16時(祝日、年末年始除く)

実施プログラム利用に関するコールセンター

電話番号:0120-65-3167

受付時間:平日10時~17時(土日祝、年末年始除く)

令和5年度講習会開催予定〔令和5年4月～令和5年9月〕※

(公社) 東基連 中央労働基準協会支部
TEL03(3263)5060 FAX03(3263)6485

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8
<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>
右のQRコードは、ホームページに繋がります。

※令和4年度2月、3月分も掲載しております



令和5年1月25日現在

講習名	月	令和5年度受講費(円) (受講料+テキスト代+税込)	令和4年度	3月	令和5年度	5月	6月	7月	8月	9月
			2月		4月					
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	23,210		満席			28~30日			20~22日
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	15,180	満席			11・12日		26・27日		
	石綿作業主任者技能講習	15,180		満席	満席	24・25日	8・9日		30・31日	
教特育別	第2種酸素欠乏危険作業特別教育	9,810	27日					6日		
法定講習等	安全衛生推進者養成講習	14,630	9・10日			18・19日		4・5日		26・27日
	衛生推進者養成講習	9,900		2日		9日	6日		4日	
	安全管理者選任時研修	(会員)10,500 (非会員)12,500		6・7日		29・30日		13・14日		7・8日
	リスクアセスメント担当者研修	(会員)10,500 (非会員)12,500	7日							12日
	雇入れ時の安全衛生教育	(会員)2,968 (非会員)3,968				10日 12日 14日 18日 19日				
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習	第1種3日	(会員)19,000 (非会員)22,000	15~17日				19~21日	23~25日	
		第2種2日	(会員)16,140 (非会員)19,140	15・16日				19・20日	23・24日	
		特例第1種1日	(会員)9,400 (非会員)10,400	17日				21日	25日	
安全衛生講習 その他	熱中症予防管理者研修	(会員)5,200 (非会員)7,200					2日 23日	3日		
人事労務講習等	新規労務担当者向け実務講習		(会員)12,600 (非会員)15,600				15・16日			
	労働保険(年度更新)・ 社会保険(算定)事務手続講習		無料					14日		
	【基礎 向け】 初級 講座	労働基準法等基礎講座	(会員)3,550 (非会員)5,550							2日
		社会保険【健保・年金】基礎講座	(会員)4,010 (非会員)6,010						31日	
	【実務 向け】 中級 担当者 講座	労災保険実務講座【2回セット】	(会員)8,310 (非会員)11,310						11日 18日	
雇用保険実務講座		(会員)3,000 (非会員)5,000			21日					
大会等	中央安全推進大会						15日			
	中央健康推進大会									○

※講習等の日程及び内容に関しましては、変更になる場合がございますので、ご了承ください。(その他安全衛生・人事労務講習等は、一部【案】を含みます。)

※講習会場は、原則、中労基協ビル4階ホールです。(大会等は、除く。)

※受講料、テキスト代は消費税を含んだ金額となっております。テキスト代は改訂により変更となる場合があります。

※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。